

事務長	担当

国民健康保険《第5種組合員》資格喪失届

第5種組合員証の記号・番号	記号				番号								
												-	
組合員氏名	(フリガナ)				性別		男		女				
					生年月日		昭和	年	月	日			
資格喪失日		平成		年		月		日					

埼玉県薬剤師国民健康保険組合理事長 様

上記のとおり《第5種組合員》の資格を喪失したいので届けます。

平成 年 月 日

〒

住 所

組 合 員 氏 名

Ⓔ

電話番号

(注)

- 届出の際には、『第5種組合員証』を添付してください。
- 《第5種組合員》が資格を喪失すると、同一世帯の75歳未満の家族も当組合の資格を喪失することになります。
- 《第5種組合員》が事業主組合員の場合は、75歳未満の従業員とその家族も一緒に組合の資格を喪失することになります。
- 上記②③に該当する場合は、この申出書と一緒に75歳未満の家族及び従業員世帯の「資格喪失届」と当組合の被保険者証(高齢受給者証)を添付して提出してください。
- 《第5種組合員》を喪失すると、再び《第5種組合員》として資格を取得をすることはできません。